

家電リサイクル制度の施行状況について

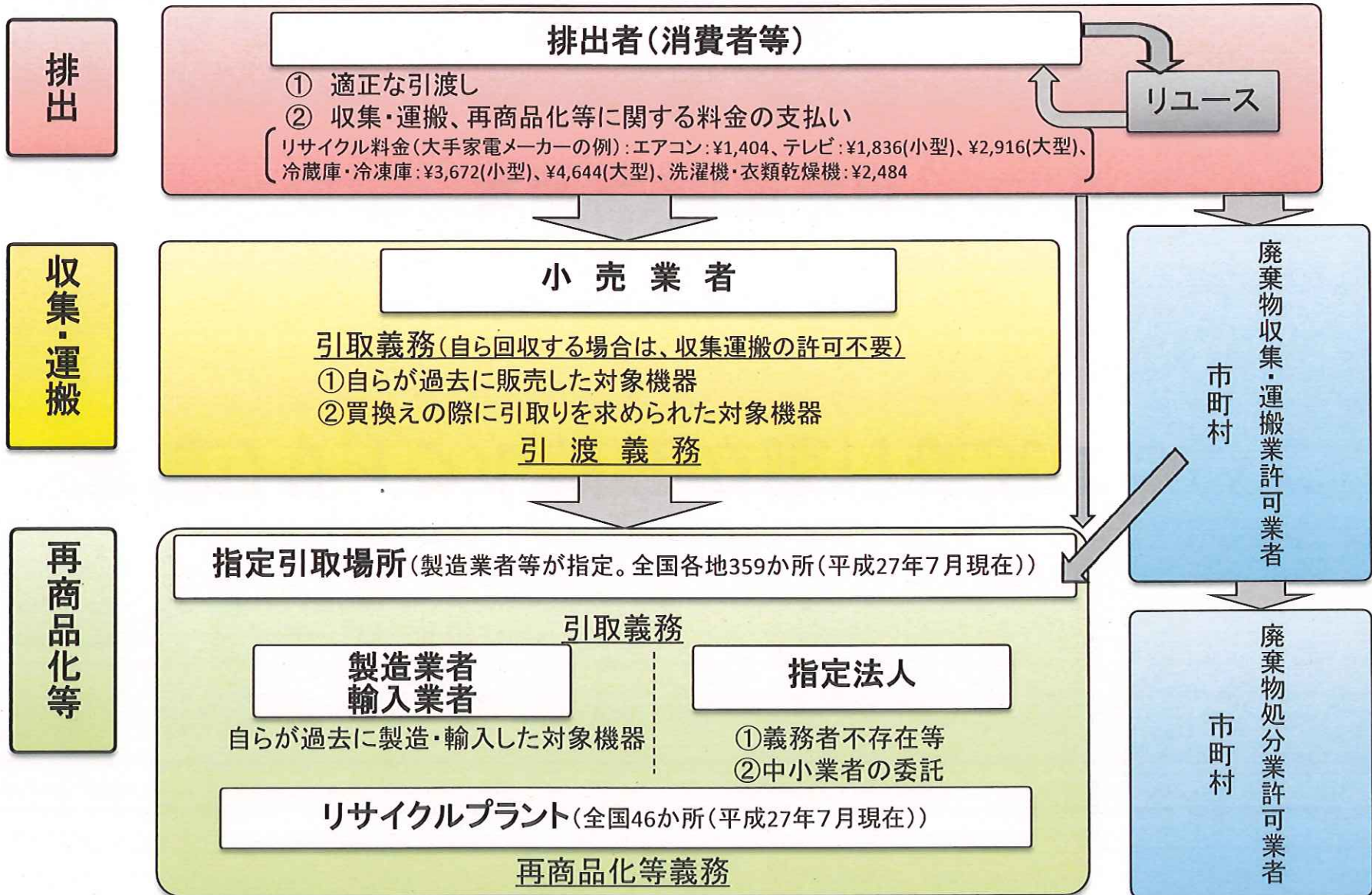
平成28年1月26日

経済産業省

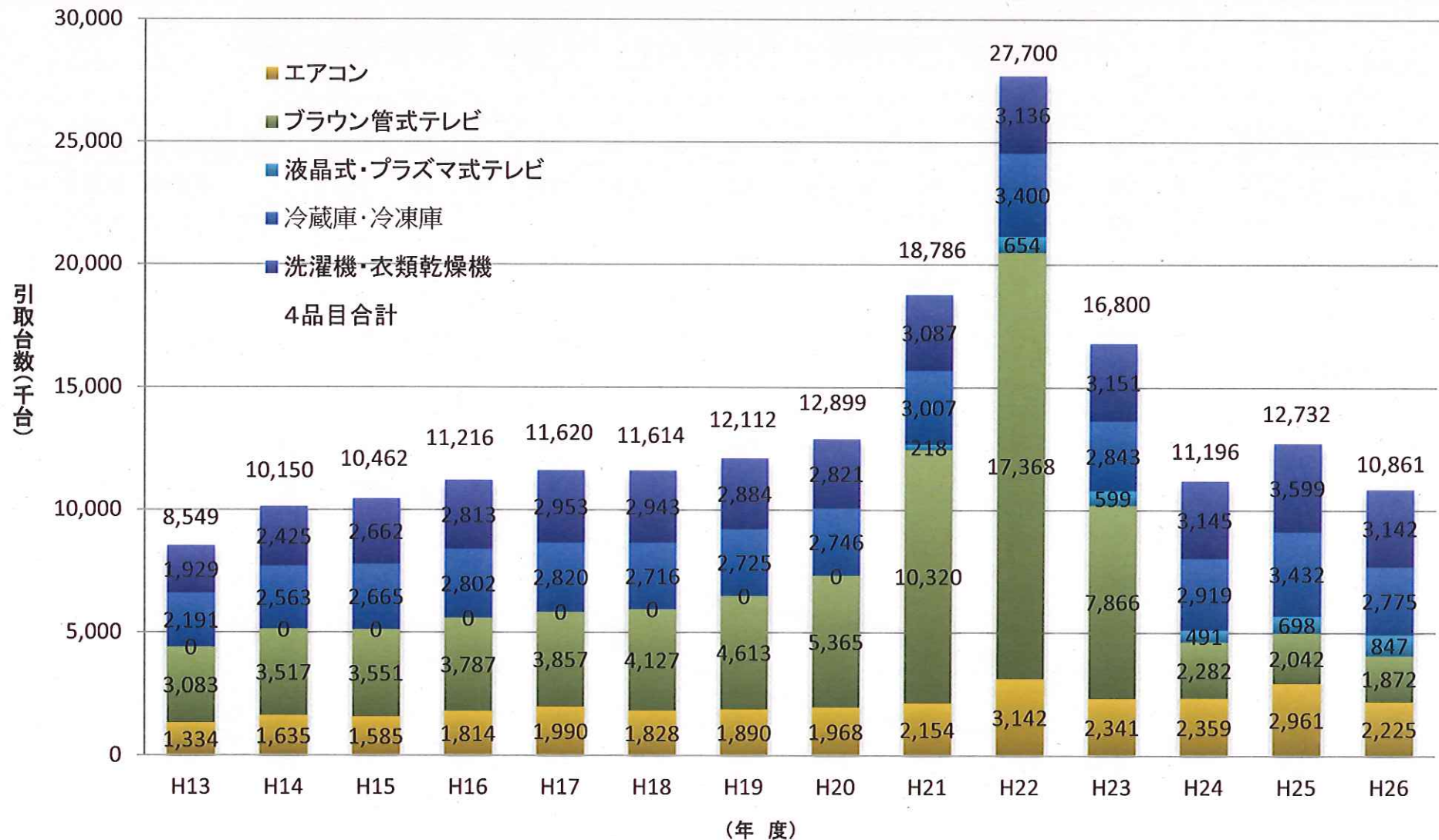
環境省

[参考]家電リサイクル法のポイント

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的(経済産業省・環境省の共管法)。



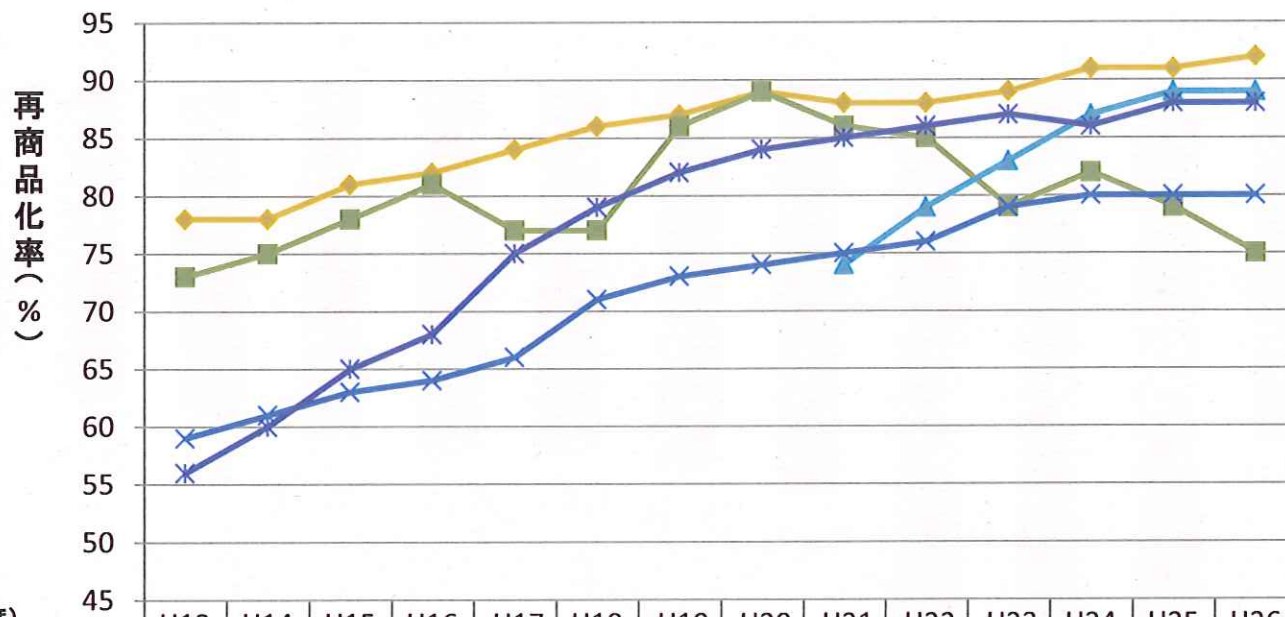
製造業者等の指定引取場所における引取台数の推移



出典：平成26年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）

（注）平成21年5月15日～平成23年3月31日購入分が家電エコポイント発行対象。平成23年7月24日に地上デジタル放送完全移行（岩手県・宮城県・福島県は24年4月1日に完全移行）。

製造業者等における再商品化率の推移



(再商品化基準)

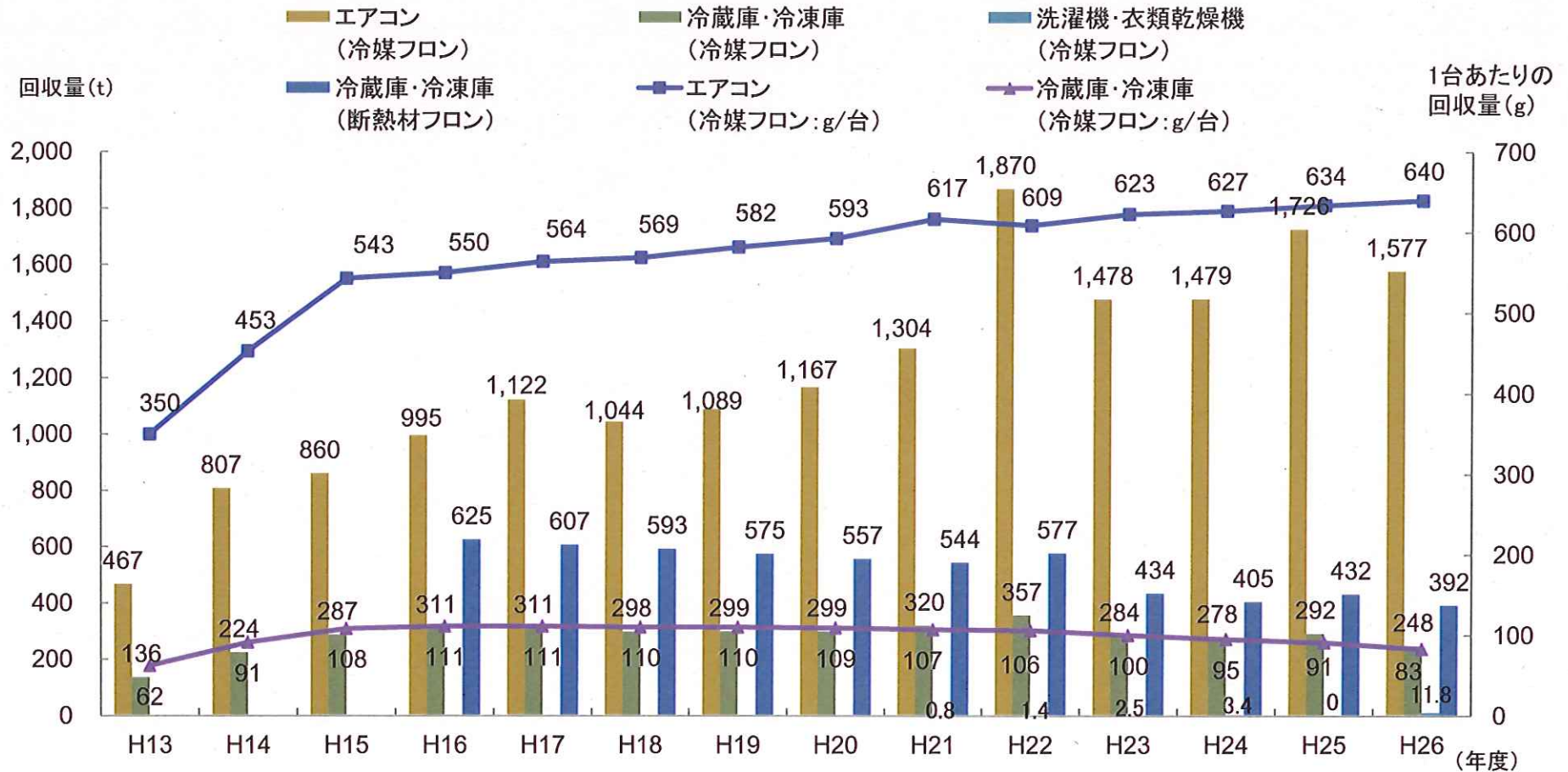
60%(~H20),70%(H21~),
80%(H27~)
55%
50%(H21~),74%(H27~)
50%(~H20),60%(H21~),
70%(H27~)
50%(~H20),65%(H21~),
82%(H27~)

出典：平成26年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）

（注1）液晶・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機を平成21年に対象機器に追加。

（注2）平成21年度～23年度にブラウン管式テレビの再商品化率が減少したのは、一部のブラウン管ガラスが逆有償となったことによるもの。

製造業者等におけるフロン回収量の推移



出典：平成26年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）

（注1）平成16年度より、冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロンの回収が、平成21年度より、洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロン回収が義務付け。

（注2）洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロンの回収量は過小であるため、グラフとしては可視化できていない。